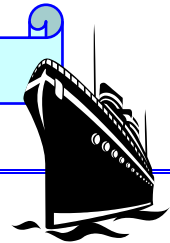


MS&AD Marine News

トピックス



「トランプ関税」と外航貨物海上保険の関係

米国トランプ政権による関税政策変更が国際貿易・ビジネスに大きな影響を与えており、その動向が注目されています。本稿では、国際貿易における関税に関わるリスクと貨物保険における対策についてご案内します。

1. 「トランプ関税」について

「トランプ関税」とは、第2次トランプ政権（2025年1月20日～）の発足後に進められている一連の関税措置の総称です。この政策では全輸入品に対して10%の「ベース関税」を導入し、貿易赤字の大きい国には追加の「相互関税」を課しました。

トランプ大統領はこれまで、「関税は輸出国が負担する」と主張してきましたが、実際は関税は輸入者が支払います。そのため、輸出者側の値下げという要素を除けば、原則として米国の企業や消費者が輸入品に対する関税を負担^(注)することになり、米国におけるインフレや景気後退等の影響が懸念されています。

（注）一部の貿易条件（DDP条件）では輸出者が輸入通関・関税を支払います。

2. 関税と貨物損害の関係

国際輸送される貨物の損害と関税の関係で考慮すべきリスクとして、「貨物に損害が発生し、正品として販売できない場合、支払った関税が無駄になる」という点が挙げられます。具体例として以下のようなケースが想定されます。

- ・ 輸入通関前に貨物の一部が滅失したにもかかわらず関税額の減免が受けられない。
- ・ 輸入通関前には損害が発見されないか、通関後の国内輸送中に損害が発生した場合、支払った関税の還付を受けられない。
- ・ 従量税であるため、損害により商品価値が下落しても関税が減額されない。

「関税は輸入者が支払う」ため、このようなリスクは輸出者の立場からは考慮する必要はないかもしれませんが、インコタームズ（貿易条件を定義する国際規則）のCIFやCIP条件で輸出する場合において、米国側の輸入者となる取引先から、「関税額も保険の対象に含められないか」との要請を受ける可能性が想定されます。あるいは、輸入者が輸出者の現地法人であり、輸出者と同グループ内のリスクとして考慮すべきケースも考えられます。

3. 外航貨物海上保険を通じた“輸出貨物”の関税リスク対策

このようなリスクに対し、外航貨物海上保険で講じることができる2通りの対策をご紹介します。

（1）Duty Insurance（関税保険）

Duty Insuranceとは、貨物に損害が発生したにもかかわらず関税を負担し、減免・還付が受けられなかった関税額の損失を補償する貨物保険の特約です。貨物が一部損の場合は、損害部分に相当する関税額が補償対象となります。

Duty Insuranceの特徴は以下のとおりです。

- ・ 貨物価額に基づく保険金額とは別に、関税額分の保険金額を設定し保険証券に記載します。
- ・ 本船の沈没等により仕向国への到着前に貨物が滅失した場合や、貨物損害が発見された際に関税の還付を受けられる可能性を考慮し、保険料率を割り引きます。
- ・ 予め仕向国における関税の還付制度が把握できること、また保険申込時に関税額を正確に通知しただけで、保険引受の前提となります。

（２）保険金額を関税を含めた金額で設定する方法

関税を別建にせず、基本となる貨物自体の保険金額に上乗せして設定する方法です。具体的には以下の２種類の方法があります。

①貨物自体の金額に Duty 実額を加算して保険金額を設定する方法 ^{（注）}

②通常の保険金額は CIF 価額×110%で設定するところ、関税相当分引上率を調整して（たとえば CIF 価額×125%として）保険金額を設定する方法

②の方法では、正確な関税額を都度確認する必要がなく、税金還付の有無にかかわらず上乗せした保険金が支払われるため、お客さま側の事務負担が軽減される等のメリットがあります。しかし、Duty Insurance とは異なり、保険料率の割引がないというデメリットもあります。

（注）輸出者が輸入関税を支払う DDP 条件では、Invoice 金額に関税額を含めることが一般的です。

4. おわりに

「トランプ関税」による影響は今後も続くことが見込まれ、本項をご覧になったお客さまのなかには、貨物事故による関税分の損失に対する補償の必要性を感じている方がいらっしゃるかもしれません。

本稿でご紹介した外航貨物海上保険の内容にご興味がある場合は、お客さまの状況に合わせて個別に補償内容を検討しますので、当社営業担当へご相談ください。

<参考資料>

日本貿易振興機構（JETRO）HP <https://www.jetro.go.jp/>

以 上